本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（高齢者福祉課）

一　趣旨

厚生労働省令「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

二　改正内容

㈠　全サービス共通

運営規程等の重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付け（令和七年四月一日から適用）

㈡　訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握を義務付け

㈢　短期入所

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

㈣　特定施設入居者生活介護

ア　業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

イ　協力医療機関との連携体制の構築

①　以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする

・　入所者の病状急変時等に医師等が相談対応を行う体制を常時確保

・　診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保

②　新興感染症発生時等の対応をあらかじめ第二種協定指定医療機関と取り決めることを努力義務とする（第二種協定指定医療機関が協力医療機関の場合は義務付け）

ウ　口腔衛生管理体制の整備と計画的な口腔衛生管理の実施を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

(五) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売

ア　貸与及び販売について、一部福祉用具の貸与と販売の選択制導入に伴い選択できることについての利用者等への十分な説明と、選択に当たって必要な情報の提供等を義務付け

イ　貸与及び販売について、貸与継続の必要性の検討や販売計画の目標達成状況の確認等を義務付け

(六) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

ア　業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

イ　協力医療機関との連携体制の構築

・　以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

・　入所者の病状急変時等に医師等が相談対応を行う体制を常時確保

・　診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保

・　入院の必要性が認められた場合、原則として入院を受け入れる体制を確保

・　新興感染症発生時等の対応をあらかじめ第二種協定指定医療機関と取り決めることを努力義務とする（第二種協定指定医療機関が協力医療機関の場合は義務付け）

(七) 介護老人福祉施設

緊急時等の対応方針の年1回以上の見直しを義務付け

(八) 介護療養型医療施設

令和六年三月末で廃止されるため関係基準を削除

三　施行期日

令和六年四月一日

ただし、一部経過措置あり（訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービスについては令和六年六月一日）